

○財務省告示第百九十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年五月十八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年六月八日
財務大臣 菅 直人

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第三
回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項
- 三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法 利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第II非価格競
争入札発行」という。）
- 五 募入決定の
方法

十 十 十 十 九 八
 三 二 一 一 振 額 最
 の 経 利 発 行 替 額 低 行 争 非
 払 過 子 行 行 替 額 面 入 価
 込 利 率 行 行 単 金 札 格
 み 子 率 格 日 位 金 発 競

(一) 年 十 額 平 ず 額 の 振 五
 二 三 面 成 る の 記 替 万
 募 ・ 銭 金 二 ° 載 又 の 法 円
 入 二 パーセン
 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は、払込金の額に追加の受取
 式により返算するに、
 十号に規定する期間に
 払込み

$$\frac{22 \times 59}{100 \times 365}$$
 額面金額の総額

(二) 出に住時額金にの口るに
 しは者におたにりつにの係発
 た、又は外は、
 金額記(一)の法算人
 に出に、
 非居者、
 又算合居行金該式も

十四 初期利子

は外国法人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額を
控除することができる。
平成二十二年九月二十日を支
払期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還期限

平成二十二年三月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十二年五月十八日